

平成29年第4回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成29年12月 5日
本日の会議 平成29年12月 8日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

13番 堤 理志 議員 14番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時05分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、議案第72号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

少しお伺いしたいと思います。まず今回の専決処分は長の専決処分第179条の第1項に基づいて専決処分をされているということであります。専決処分ができる条件として、議会が成立しない時、議会を開くことができない時、また、長において議会が議決すべき事件について特に緊急を要するための議会の招集する時間がないことが明らかであると認められる時というふうになっております。今回の専決処分のそういった理由では、これまでもこうした事故に対する和解及び損害賠償では議決案件として出されておりましたので、今回専決処分をされた理由をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。今回、私ども、事故を起こして大変申し訳なく思っております。事故相手方とのお話の中でなかなか今回事故発生日から解決までちょっと期間を要しております。なかなか多忙な方でこういったやりとりに期間を要したということで、賠償額の確定をするまでの間というのがこの期間です。この確定後にやはり一刻も早く相手方に対して現状復帰を行ってその賠償を行うという観点から、この179条第1項のうち特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める時ということになるかと思いますが、逸早い解決を図るためという趣旨で専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第72号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第72号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第2、議案第73号平成29年度長与町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員

○15番(吉岡清彦議員)

ちょっと簡単なことですが、説明書の11ページの委託料の投開票の電算業務委託料ということで、これは初めてかなという気がするんですけど、前からあったのかちょっと私も定かではないんですけど、これ委託するということの、業者に委託したことになるんですか。ちょっとそここのところの委託の件をお尋ねいたします。

○議長(内村博法議員)

山本総務課長。

○総務課長(山本昭彦君)

この委託料に関しましては業者の方に委託をいたしております。

○議長(内村博法議員)

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

ということは、その開票所に業者の方が来てその集計をその方がしたということに、その委託になるわけですか。ちょっとそここのところの説明をお願いします。

○議長(内村博法議員)

山本総務課長。

○総務課長(山本昭彦君)

この委託につきましては電算業務、システムの例えばやり方とか、投票事務、開票事務がありますけど、その事務に関する業務委託、全般を委託しておりますので開票所の立会にも来られますけど、そのシステム全般の例えば集計によるものとか、そういう全般のシステム関係の業務委託ということになります。

○議長(内村博法議員)

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

開票作業をするということですか。ちょっとその開票する実際のその枚数を開票の

作業をするという、ちょっとそこんところがはっきり分からんからよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

開票事務そのものを委託したわけじゃなくて、投票のシステム関係の委託ということになります。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第73号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第73号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第73号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第73号平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第3、議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

少しお伺いしたいと思いますが、提案理由が個人番号を利用する事務を新たに追加する他、所要の改正を行うものとするというふうになっております。詳しい説明の中で、マイナンバーを活用することによって利便性を図るという説明がありました。そこでまずお伺いしたいのは、1つはこの内容が多岐にわたってはいるんですけども、いろいろ（2）から（9）までありますけど、この中で例えば1番上の小児慢性特定疾病児童等

に対する日常生活用具の給付に対する事務というふうになってますけども、これは対象はいわゆる小児ということで子どもですよ。こういう場合、その次はひとり親ということですけども、4番目は軽度中度の聴覚障害がある児童、これも子ども。こういう場合に申請をされるのは、マイナンバーの番号は子どもの番号なんですか、それともその保護者のマイナンバーの番号なのか、そこを1つお伺いしたいのと、そもそもマイナンバーの中で、当然、国民に既にマイナンバーが全て振り分けられてるんですけども、マイナンバーそもそも使う規定の中で、この子どもを対象にするということが、こういう制度の場合はあるのかもしれないんですけども、他のところでは特段無いのかなという気がするんです。例えば学校に入学する時マイナンバーが必要だとかそういうのは無いと思うんで、そもそも子どもを対象にするマイナンバーを利用する機会というのがあるものなのか、そこが2点と、保護者であってもそのマイナンバーカードというのが、子どもの分が作れるのか、そこの3つをちょっと先にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

（2）から（4）まではこども政策課所管の分になるんですけども、対象は子どもでございますが、保護者の方の所得制限がございますので、保護者の方のマイナンバーを使わせていただいて所得確認をさせていただくということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

3点目のマイナンバーカードの方の作成については、ゼロ歳からでもマイナンバーカードの交付はできます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それは保護者が代理で作るという形になるんですよ、マイナンバーカード、ゼロ歳から。本人の意思を確認せずにできるという、法律上はそうなってるんですか。そこを1つお伺いしたいというのと、それでマイナンバー制度についてはまだまだいろいろ国民の中でもいろんな様々な意見がある状況です。前回は保育料の申請の時にマイナンバーをこういう活用をするというふうな形で言われてました。その時も所得の確認のためだということと言われてましたけども、今回も含めてですけど、仮にマイナンバーの提出がなくてもこういう手続は出来るというふうな形でこれも捉えていいものなのか、その辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

マイナンバーカードの提出がなくても通知カードの確認で申請の方させていただいております。通知カードをお持ちでない方の場合には連携が出来ませんので、御本人で所得証明を取って提出をしていただくような流れになってまいろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お子さんの場合は親権者、親の方の申請によって法律的にマイナンバーカードの交付が可能となっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

今の同じところなんですけど、ここで難病患者の障害者移動支援、日常生活支援の医療費助成、その他それぞれ利用申請における事務の時に使用するということでもありますけど、その時に例えば利用申請する時などに、用紙の上に例えばそのマイナンバーカードが上に印字されてるとか、そういうような例えば利用申請時に漏れたりするような危険というか、不安というか、そういうものは無いんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

福祉関係の申請だけではなく、マイナンバーカードをいろんな事務に使っております。マイナンバーを書いていた申請書については、鍵の付く保管庫の方に管理するようということで指示を受けておりますので、外に出るといったことはございません。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第74号は会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第74号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第4、議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第75号は会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第75号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第76号は、会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第76号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

この件については、新しい場所として人気があるみたいですが、今までの利用状況等がもし分かればお知らせ願いたいと思えますけども。

○議長(内村博法議員)

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長(山口利弘君)

28年度の実績になりますけども、182件で555時間の利用がっております。

○議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第77号は会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第77号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第7、議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

安部議員。

○3番(安部都議員)

25ページなのですが、児童クラブの施設整備工事費についてですが、これについての詳細を教えてくださいたいと思います。それから23ページの障害者福祉施設システム改修業務のシステム改修の業務に至った訳を教えてくださいたいと思います。

○議長(内村博法議員)

村田こども政策課長。

○こども政策課長(村田ゆかり君)

児童クラブ施設整備工事費ですけれども、高田小区域の支援を2支援にするということで、もう1支援分の施設整備を行うようにしております。場所が高田児童館内なんですけれども、手洗い場ですとか、トイレの改修、床、壁の張替えの予定をしております。以上です。

○議長(内村博法議員)

細田福祉課長。

○福祉課長(細田愛二君)

障害者福祉システムの改修業務委託料ということで上げさせていただいておりますけれども、このシステムの改修に至る内容につきまして御説明いたします。障害者総合支援法の法改正によりまして、平成30年の4月から新たなサービスが盛り込まれることとなっております。3つサービスが盛り込まれるようになっておりまして、1つが就労定着支援と、もう1つが自立生活援助、それと居住訪問型児童発達支援と3つのサービスが新たに追加になったことからシステムの改修が必要となったものでございます。

○議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ではちょっと何点かお聞きいたします。まずは17ページの町施行50周年、昨日もちょっと出ておりましたけど、これについてちょっとまた再度この場でお聞きしたいと思えます。それと31ページの橋梁の工事がありますけども、どういうところがどういう形で工事をしていくのか。それと下の段に金額低いですけども公有財産、用地購入費がありますけどもこれの場所ですね。それとめくって33ページ、委託料で500万の測量設計ですか。これがどういう形でどういう場所をやっていくのか。それと下の方の5目の公園工事費1,400万ありますけども、その下に用地購入あります。これ関連あるのか。それとよく出た遊具のところ、点検しながら工事やっていると、あの件もありますけども、1か所だけの用地購入だけの工事なのか、それとまた別個に遊具も合わせて1,400万なのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町制施行50周年記念事業の委員報償費、こちらにつきましては、町の職員の他、住民の代表5名を想定をしておりますけども、一緒に町から提案するような事業についての審査決定、その他記念事業の提案ですとか各種記念事業の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。30、31ページの8款2項4目15節工事請負費、橋梁維持補修工事費についてでございますが、これにつきましては本川内の山手橋の架替工事に伴いまして影響の出る上下水道、こちらの布設替工事のための増額補正ということでお願いをしているところでございます。続きましてその下の用地購入費112万1,000円でございますが、こちらの方は2級河川高田川の河川改修工事に伴いまして町道の新設改良ということで用地購入費を計上させていただいております。

続きまして次のページ32、33ページ、8款5項5目15節工事請負費の公園整備工事費でございますが、こちらにつきましては73遊具、こちらの方の遊具につきまして、できる限り年度内にスピード感を持って補修をしたいということで計上をさせていただいております。で、その下の用地購入費でございますが、こちらの用地購入費につきましては、中尾城公園の今現在、公園敷地内を今個人の土地をお借りをしまして公園の整備をしております。これの分の所有者の方と協議が調いまして、こちらの方も用地として購入をさせていただきたいということで、中尾城公園の用地購入費ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは33ページの8款5項4目13節委託料の500万円でございますけれども、これは西高田線の補償業務に関する分の委託料でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

50周年の分、まずはっきりとやっぱり昨日も出とったように、昨日の一般質問では31年の1月にするとあったんですけども、今のあれではこれに向かってするという表現はなかったわけですね。だからここに向かってこういうことをやっていきますという答弁であれば1回で済むわけですね。これが予定してますと、50周年では。昨日ははっきりと一般質問で出とったからだからそれ分かってるけども、またこうやって聞き直して、この場所でこれを聞いとるわけです。あれはあくまで一般質問の中での回答だから個人に対してですね。それを聞いとるけども僕としては、やっぱりこの場所でこの予算の範囲内でこれに向かってこういう形でやっていきたいからこうやっていきますということを言うてくれれば分かるわけです。やっぱりそれが1つの親切ではないかと思えます。だからはっきりと1回言うてもらおう。それと公園の遊具、今の答弁であれば工事費は全部、既存の公園の遊具の整備だけに使うとそういうように聞こえたけどもそれでいいのかな。だから2点は再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

説明が不足し大変申し訳ございません。本町は昭和44年の1月1日に町制を施行いたしまして平成31年1月1日に50周年を迎えます。これに向けて現在関係部課長で組織する検討委員会でどのような事業を行っていくかという検討をしております、それを検討案として、この度予算をお願いしておりますこの50周年記念事業の委員会の中で御審議をいただき決定をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

公園整備工事費の1,400万でございますが、こちらにつきましては、73遊具こちらの方に全て、箇所数はどれだけ出来るかちょっと分かりませんが、出来るだけ多くの遊具を開放したいということで、こちらの方だけに使いたいということで計上させていただきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それぞれ議員が質問したところとちょっと重複するんですけども、25ページの児童クラブ施設整備工事費、15節の。高田小校区の学童クラブを2支援にするということで説明がありましたけども、この支援数を増やすことでどれくらいの児童生徒に対応出来るようになるのか。通常40人と言われてますんで80人までになるのか、施設の広さもあると思うんで、そういう対象がどれくらいまで広がるように対応できるのか、そこがあれば教えていただきたいのと、その開設についてはいつぐらいになるのか。当然4月からがまた増えるというふうな予測も立てられているようですが、現状でも非常に狭隘な場所で学童クラブが運営されておりますので、体制の準備も必要かと思うんですけども、利用できるような状況になるのがいつぐらいからの予定を考えられてるのか。そこを2点お伺いしたいのと、あとこれも同僚議員から質問がありました31ページの河川総務費の公有財産購入費、2級高田川の工事に伴い町道の新設ということで具体的に現状どの地域、どの辺りの予定なのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

高田児童クラブの部分ですけれども、29年度が今現在70名で登録をされております。実際に利用してる子どもはもう少し多いんですけども、利用日数等が異なりますので今70名というところで運用されております。そして来年度の入所の利用の人数を聞いているのが90名程度なんですけども、ここから実利用人数というところを引いてきますと、70人台でまだ推移をしていくのかなというところで来年度は2支援でというふうに思っております。開設の時期ですけれども一応今年度中に整備を行いまして、来年の4月には2支援でということ考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

河川総務費の用地購入費でございますが、2級河川高田川沿いでございますが、場所的には東高田のカステラ屋がございますが、こちらの裏手付近になります。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第78号は、会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第78号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第8、議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第79号は、会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第79号は12月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第9議案第80号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第80号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第80号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第80号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第80号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり同意されました。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

(散会 10時05分)